

# 訪問看護重要事項説明書

(利用者様用)

(介護保険・医療保険)

訪問看護ステーション  
**Life Free**

## 1.事業所概要

### (1)事業所名称、事業所番号およびサービス提供区域

事業者名	合同会社Life Free
管理者名	親富祖 一人
指定訪問看護事業所名	訪問看護ステーションLife Free
開設年月日	令和7年5月1日
介護保険事業所番号	(沖縄県)
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
サービスを提供する地域	通常の事業の実施地域は、北中城村、中城村、北谷町、宜野湾市、浦添市、沖縄市、その他地域は相談に応じる

### (2)運営の方針及び事業の目的

- ①ステーションの看護師等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作を維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員(保健師、看護師又は准看護師)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)を提供することを目的とする。

### (3)事業所の職員体制

職 種	員数	備 考
管理者	1名	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
看護師 准看護師 保健師	3名以上名	看護職員は主治医の指示書と居宅(介護予防)サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って(介護予防)訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書等」という。)を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を(介護予防)訪問看護報告書として作成する。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	必要に応じて配置	訪問看護等(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

### (4)経営日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。
基本受付	月曜日～金曜日(申込み・相談など)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供日	日曜日から土曜日
サービス提供時間	9:00～17:00 ただし、時間外、休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。
○訪問回数	週に3回～1ヶ月に1回
○訪問時間	30分～1時間程度(状況に応じて変更していきます)

## 2.サービスの内容

- ①健康相談: 血圧・体温・体重・脈拍等の測定や病状の観察、かかりつけ医との連絡などを行います。
- ②日常生活の看護: 体を清潔にしたり、髪を洗ったり、入浴の介助を行います。排泄では、浣腸や摘便の介助を行います。
- ③機能訓練及び指導: 日常生活に必要な援助(食事・排泄・移動など)リハビリを行います。
- ④介護方法の相談: 療養上の相談、福祉サービス、介護用品利用のお手伝いを行います。
- ⑤医師の指示の医療処置: 床擦れの予防や手当て、膀胱留置カテーテルなどの処置、在宅酸素・在宅人工呼吸器の指導と管理、在宅での点滴注射等を医師の指示により行います。
- ⑥終末期の看護: 在宅での最期を迎える方のお手伝いします。精神的な支援も行います。
- ⑦認知症の看護: 生活リズムの調整方法や事故防止のアドバイス、ご家族の不安やストレスの相談を行います。

## 3. 利用料金

### ●介護保険利用者

介護予防訪問看護費と訪問看護費は同単位となります。(※訪問単位1単位=10円)

要介護度に応じた支給限度基準額のサービスは、本人負担は、1割・2割・3割です。

(利用者が提示する介護保険負担割合証で確認させていただきます) 詳細は別紙参照

訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険 負担割合証に記載された割合の額とする。

## 4. 支払い方法

- ① 利用料は1ヶ月分まとめて、翌月請求書をお持ちします。口座振替とします。  
(口座振替依頼書を提出)※口座振替の場合の手数料(110円)はお客様負担となります
- ② 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、前日の営業時間内にご連絡をいただいた場合:なし。当日、訪問1時間前迄にご連絡をいただいた場合:1,000円を請求。訪問1時間前迄にご連絡のない場合:対象保険および自己負担分を併せた料金の100%を請求。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。
- ③ 利用者の求めに応じて複写物を交付する場合は、一枚あたり20円を徴収する。
- ④ 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- ⑤ 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収証を交付する。
- ⑥ 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対

して交付します。

## 5看護学生・研修生の実習

事業所は、後輩育成のため教育実習(研修)事業所として、看護学生・研修生の実習を行います。看護学生や研修生の実習には、利用者の同意を得て、看護職員と同行訪問をさせていただきます。

## 6.衛生管理

- (1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずる
  - ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ②感染症の予防及びまん延の防止のための方針を整備します。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実地します。

## 7.ハラスメント対策の強化

- (1) 事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場及び訪問先において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ適正な範囲を超えたものにより従業員が就労環境に害されることを防止するために方針を明確にする必要な措置を講じます。
- (2) 利用者またはそのご家族などによる本事業所の従業員への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントなどがなされた場合、当該従事者なし本事業所が利用者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります
  - ①身体的暴力とは殴ったり、蹴ったり危害を及ぼす行為をいい、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為をいいます
  - ②セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的な嫌がらせをいいます。
  - ③職員に対する金品の心づけのお断り
  - ④サービス提供時のペットの取り扱いについての取り決め(ゲージへ入れる、リードでつなぐなど)

## 8.虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - ②事業所における虐待の防止のための指針を整備
  - ③事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること
  - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする

## **9.身体拘束の適正化について**

- (1)事業所は、身体拘束等の適正化の推進の為、次の措置を講ずる。
- (2)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (3)緊急やむを得えず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を利用者及び家族に説明し、記録します。

## **10.非常災害対策について**

- (1)事業所は、非常災害対策について次の措置を講ずる。  
非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に必要な訓練を行う。

## **11.業務継続計画の策定**

- ①事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者様に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務継続開始を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## **12.訪問看護医療DX情報活用**

電子資格確認により、質の高い訪問看護を実施するため十分な情報を取得し、及び活用して訪問を行っております。

## **13.事故が発生した場合の対応**

- (1)事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。
- (2)事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3)事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

## **14.緊急時の対応**

看護職員等は訪問看護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じた臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

## **15.個人情報の取り扱い**

事業所が業務上知りえた利用者やご家族の情報については「個人情報保護法に関する法令」を遵守します。ご了解なしに他者へ漏らすことはありません。なお、介護サービスを適切かつ円滑に進める必要がある際には提供することがあります。その場合は、事前に同意書にてご了解をいただきます。

## **16.サービス提供記録の開示について**

ご要望があれば、いつでもサービス提供記録を開示いたします。

(サービス提供終了後、5年間保存しています。)

### 17.苦情相談窓口

訪問看護サービスに対する相談や苦情は遠慮なく、当事業所までご連絡下さい。

訪問看護ステーションLife Free(担当:親富祖)  
TEL 098-989-9860

介護保険では、サービス等についての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられており、市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行っています。苦情・相談等がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	那覇市西3-14-14(国保会館) TEL: 098-860-9026
沖縄県介護保険広域連合	沖縄県中頭郡読谷村字比謝磧55番地 TEL: 098-911-7502
宜野湾市 介護長寿課	宜野湾市野嵩1-1-1 TEL: 098-893-4411 FAX: 098-896-2031
沖縄市 健康福祉部介護保険課	沖縄県沖縄市仲宗根町26番1 TEL: 098-939-1212 FAX: 098-939-7739
浦添市 いきいき高齢支援課	浦添市安波茶1-1-1 TEL: 098-876-1291 FAX: 098-876-5011
北中城村 福祉課	沖縄県北中城村字喜舎場426-2 TEL: 098-935-2263 FAX: 098-935-5899
中城村 福祉課	沖縄県中城村当間585番地1 TEL: 098-895-2131 FAX: 098-895-3048
北谷町 福祉課	沖縄県北谷町桑江1町目1番1号 TEL: 098-936-1234 FAX: 098-982-7715

### 18.提供するサービスの第三者評価の実施について

実地の有無	無
実地した直近の年月日	年 月 日
実地した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

サービス契約締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

令和 年 月 日

訪問看護事業所  
所在地 沖縄県北中城村字喜舎場167-2  
法人名 合同会社Life Free  
代表者名 志良堂 幸次

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所からサービス内容および重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族及び代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

個人情報同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者の為の居宅サービス計画に沿って、円滑のサービスを提供するために必要な、次のいずれかの場合

- (1)サービス担当者会議
- (2)その他サービス調整に必要な場合
- (3)主治医との連絡
- (4)研修並び、実習生の養育目的

2. 使用する条件

- (1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う事
- (2)個人情報を使用した会議、内容等の経過を記録しておくこと

沖縄県北中城村字喜舎場167-2  
訪問看護ステーションLifeFree 殿

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(家族及び代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 ) \_\_\_\_\_

【別紙】

《要介護》

○日中(8時~18時)の場合

看	所要時間	所定単位数	1割	2割	3割
---	------	-------	----	----	----

護 師 ※	20分未満	314単位	314円	628円	942円
	30分未満	471単位	471円	942円	1,413円
	30分以上60分未満	823単位	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,128円	2,256円	3,384円
	1回20分(理学療法士)	294単位	294円	588円	882円

※1:准看護師の場合は90／100

※2:理学療法士1日2回を超えて実施する場合は90／100

- 夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)の場合(25%加算)

※1:准看護師の場合は90／100

- 深夜(22時～翌朝6時)の場合(50%加算)

※1:准看護師の場合は90／100

## 《要支援》

- 日中(8時～18時)の場合

看 護 師 ※	所要時間	所定単位数	1割	2割	3割
	20分未満	303単位	303円	606円	909円
	30分未満	451卖位	451円	902円	1,353円
	30分以上60分未満	794卖位	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090卖位	1,090円	2,180円	3,270円
	1回20分(理学療法士)	284卖位	284円	568円	852円

※1:准看護師の場合は90／100

※2:理学療法士 1日2回を超えて実施する場合は90／100

- 夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)の場合(25%加算)

※1:准看護師の場合は90／100

- 深夜(22時～翌朝6時)の場合(50%加算)

※1:准看護師の場合は90／100

## 〈加算〉

	加算	サービス内容	単位 (1割)	単位 (2割)	単位 (3割)	1 ヶ 月 あ たり
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	・24時間間連絡体制にあって、必要に応じて緊急時に訪問した場合	574円	1,148円	1,722円	
	訪問看護特別管理加算Ⅰ	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している 上記利用者に計画的な管理を行った場合	500	1,000円	1,500円	

	訪問看護特別管理加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている。</li> <li>・人工肛門又は人工膀胱を設置している</li> <li>・真皮を超える褥瘡</li> <li>・点滴注射を週3回以上行う必要がある</li> </ul> <p>上記利用者に計画的な管理を行った場合</p>	250円	500円	750円	1 カ 月 あ たり
	訪問看護初回加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に訪問看護計画を作成した利用者様に対して、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問を行った場合。</li> </ul>	350円	700円	1,050円	
	訪問看護初回加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に訪問看護計画を作成した利用者様に 　　対して、病院、診療所等から退院した日の 　　翌日以降に看護師が初回の訪問を行った場合※初回加算(Ⅰ)算定している場合は、算定なし</li> </ul>	300円	700円	900円	
	訪問看護退院時共同指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院するに当たり、主治医その他職員と共に 　　同じ、在宅での療養上必要な指導を行い、 　　内容を文書により提供した場合 ※ただし、特別な管理(上記特別管理加算参照)を必要とする場合は2回/月</li> </ul>	600円	1,200円	1,800円	1 回 あ たり
	複数名訪問看護加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の看護師等 　　がサービスを行った場合</li> </ul>	30分未満	254円	508円	762円
			30分以上	402円	804円	1,206円
	長時間訪問看護加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90分以上超えた場合</li> </ul>	300	600	900円	
	口腔連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に算定</li> </ul>	50円	100円	150円	月 1 回
	看護・介護職員連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引等の業務が円滑の行われるように 　　連携し支援を行った場合に算定</li> </ul>	250円	500円	750円	月 1 回
	訪問看護ターミナルケア加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった日を含め14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合</li> </ul>	2,500円	5,000円	7,500円	死 亡 月

### 訪問看護基本療養費(Ⅰ)

	費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
週3回まで(看護師・理学療法士)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4回目以降(看護師)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4回目以降(理学療法士)	5,550円	555円	1,110円	1,665円

### 訪問看護基本療養費(Ⅱ)

同一日の同一建物への訪問看護は、3人目以上の場合は1人目から同一建物の報酬を算定します。

	費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで (看護師・理学療法士)	同一日2人	5,550円	555円	1,110円
	同3人以上	2,780円	278円	556円
週4回目以降 (看護師)	同一日2人	6,550円	655円	1,310円
	同3人以上	3,280円	328円	656円
週4回目以降 (理学療法士)	同一日2人	5,550円	555円	1,110円
	同3人以上	2,780円	278円	556円

### 訪問看護基本療養費(Ⅲ)

※在宅医療に備えて一時的に外泊している方に対して、訪問看護指示及び訪問看護計画に基づいて入院中1回(厚生労働大臣が定める疾患等は2回)の限り算定されます

	費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

### 訪問看護管理療養費

	費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
月の初回	7,670円	767円	1,534円	2,301円
月の2回目以降	3,000円	300円	600円	900円

## « 医療保険 精神科 » 基本利用料

### 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)

		費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
看護師等による訪問 週3回まで／週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
4日以降／週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円

### 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)

		費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
看護師等 2人／同一日	週3回まで／週	30分以上	5,550円	555円	1,100円
		30分未満	4,250円	425円	850円
	4日以降／週	30分以上	6,550円	655円	1,310円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円
看護師等 3人以上／同一日	週3回まで／週	30分以上	2,780円	278円	556円
		30分未満	2,130円	213円	426円
	4日以降／週	30分以上	3,280円	328円	656円
		30分未満	2,550円	255円	510円

### 精神科訪問看護基本療養費(IV)

	費用総額	1割負担	2割負担	3割負担

入院中の外泊時の訪問	5,550円	555円	1,100円	1,665円
------------	--------	------	--------	--------

訪問看護管理療養費

	費用総額	1割負担	2割負担	3割負担
月の初回	7,670円	767円	1,534円	2,301円
月の2回目以降	3,000円	300円	600円	900円

〈医療保険・精神科加算〉

項目	サービス内容	費用総額	自己負担額		
		金額	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 ※1	厚生労働大臣が定める疾患等、急性増悪等により特別訪問看護指示が交付された場合に算定 ※1				
精神科複数回訪問加算 ※2	精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護を行った場合に算定 ※2  1日2回:同一建物1人 同一建物2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回:同一建物3人	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上:同一建物1人同一建物2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上:同一建物3人	7,200円	720円	1,440円	2,160円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し、看護師等が訪問を行った場合に1日につき	1,300円		260円	
	厚生大臣が定める者に該当する場合は1日につき	1,800円		360円	
精神重症患者早期集中支援管理連携加算	利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して支援計画に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に月1回に限り6ヶ月を限度として算定	8,400円	840円	1,680円	2,520円
緊急時訪問看護加算 (月14日目まで)	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定	2,650円	265円	530円	795円
緊急時訪問看護加算 (月15日目以降)	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1回(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあって週3回)を限度として算定	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	1人で看護を行うことが困難な利用者に対して同時に複数名で訪問することで評価する加算 看護師、理学療法士、作業療法 同一建物1人 同一建物2人 (週1回)	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物3人 <週1回>	4,000円	400円	800円	1,200円
	その他の職員と同行 (週3回)	3,000円 2,700円	300円 270円	600円 540円	900円 810円
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定	6,520円	652円	1,304円	1,956円
	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている。 ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している。	5,000円	500円	1,000円	1,500円

特別管理加算

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸</li> <li>持続腸圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導を受けている</li> <li>・人工肛門又は人工膀胱を設置している。</li> <li>・真皮を超える褥瘡</li> <li>・訪問点滴注射管理指導を算定している</li> </ul>	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定</li> </ul>	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定</li> </ul>	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院日に在宅での療養上必要な指導を行った</li> <li>場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施に1回に限り算定</li> </ul>	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定</li> </ul>	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等のカンファレンス加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定</li> </ul>	2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の同意を得て、市町村・保健所・学校</li> <li>医療機関からの求めに応じ、訪問看護の状況</li> <li>を文書にて、必要な情報を提供した場合に月1回に限り算定</li> </ul>	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用	電子資格確認により、質の高い訪問看護を実施するため十分な情報を取得し、及び活用して訪問を行っております。	50円	5円	10円	15円
看護・介護職員連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引等の業務が円滑の行われるよう</li> <li>に</li> <li>連携し支援を行った場合に算定</li> </ul>	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅での終末期の看護の提供を行った場合、</li> <li>また、主治医の指示により、利用者の死亡前に</li> <li>14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護におけるターミナルケア支援体制に</li> <li>ついて、利用者及び家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定</li> </ul>	25,000円 10,000円	※1 2,500円 ※2 1,000円	5,000円 2,000円	7,500円 3,000円

※1 自宅又は、特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない利用者

※2 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している利用者

#### ●その他

- ・死後の処理等(エンゼルケア)……10,000円(自費)
- ・処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収いたします。
- ・サービスの提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
- ・利用者が介護保険料、健康保険料を滞納し、事業所が介護報酬、診療報酬を受領することができない場合は、法で定める介護報酬、診療報酬の全額を一旦お支払いいただきます。